平成２９年（フ）第３５号
福島県西白河郡矢吹町善郷内250番地２
債務者　根本　智子（旧姓湯澤）
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
福島県白河市鍛冶町71番地　吉野荘６号
債務者　鈴木　　進
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
岐阜県可児市広見５丁目６番地１　アークヒルズ可児５Ｃ
債務者　林　　宣秀
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第４９号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本978番地の21、住民票上の住所静岡県伊東市宮川町１丁目２番２号
債務者　松尾　　薫（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第８１号
神戸市長田区蓮宮通４丁目24番地　パルファン蓮宮102号
債務者　濱田　弘子
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３５号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目９番37号
債務者　永井　洋子
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７９号
神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１　サン・コーポラス港島1004号
債務者　渡邉　美紀
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６号
兵庫県南あわじ市潮美台１丁目７番地６
債務者　小田　恭史
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第９５号
広島県尾道市天満町16番23号　コンフォートハイツＣ－１
債務者　大橋　　塁
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１３１号
愛媛県四国中央市土居町津根199番地３、前住所愛媛県四国中央市土居町津根3239番地
債務者　北田　桃子
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１３７号
愛媛県新居浜市大生院253番地の２　プランドールＳ　202号室、前住所愛媛県新居浜市大生院1542番地の４
債務者　渡辺　真司
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３７５号
宮崎市潮見町169番地　レジェンドＴＫ５号
債務者　北村　友美
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４７３号
鹿児島県西之表市西之表3705番地５
債務者　尾﨑　信行
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
（住民票上の住所）熊本県熊本市北区鶴羽田１丁目２番18号
債務者　山内　由真
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
茨城県取手市井野台１丁目18番21―1002号
債務者　田川　直輝
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４３８号
埼玉県川口市戸塚東３丁目21番10号　マインドＹＯＵ戸塚Ⅱ201
債務者　森田　アルマ　レデスマこと　モリタ　アルマ　レデスマ
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係